

# 光市人権施策推進指針

## 概要版

～市民一人ひとりの人権が尊重された  
心豊かな地域社会をめざして～

光 市

## 指針策定の背景

我が国においては、日本国憲法の下で、基本的人権の尊重を踏まえた諸制度や諸施策の整備などさまざまな取組みが行われてきました。

近年、さまざまな人権問題が存在し、社会情勢の変化、さらには、少子・高齢化の進行による家族形態などの変化により、新たな課題もみられるようになってきており、今後、市民一人ひとりの豊かな人権感覚や人権意識の高揚を図り、基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、市民、団体、事業者等と行政が一体となった人権施策の推進が求められています。

## 指針策定の趣旨

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、本市における人権施策を総合的に推進するための指針として策定しました。

## 指針の性格

この指針は、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示すもので、「光市総合計画」に基づく基本計画等の推進にあたっては、本指針の基本理念を尊重した取組を行います。

## 指針の期間

平成 22 年度（2010 年度）から平成 28 年度（2016 年度）までの 7 年間とします。

## 基本理念

この指針においては、市民すべてが生涯にわたって、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場において、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊いのち（生命）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組を推進することを基本理念とします。

## キーワード

基本理念に基づいたさまざまな取組を進めるため、「いのち（生命）」「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」をキーワードとして諸施策を推進します。

### いのち（生命）

市民一人ひとりが、かけがえのない尊い「いのち」を大切にする地域社会の創造をめざします。

### じゅう（自由）

市民一人ひとりが、自由で自立した生活のできる地域社会の創造をめざします。

### びょうどう（平等）

市民一人ひとりが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会の創造をめざします。

# 人権施策の推進

## 人権教育・人権啓発の推進

人権尊重の理念に対する正しい認識や理解を深めるための人権教育及び人権啓発を推進します。

### ■ 人権教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を総合的かつ効果的に推進します。

#### ア 学校教育

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の視点に立った指導の充実を図るとともに、家庭・地域社会との連携・協力の充実を図ります。

#### イ 社会教育

##### (ア) 地域社会

地域社会全体の人権意識の高揚をめざし、関係機関等との連携を図りながら、学習機会、条件整備の充実を図ります。

##### (イ) 家庭

家族がふれあう機会をつくったり、適切な情報の提供や相談体制の整備など、家族への支援の充実を図ります。

##### (ウ) 企業及び職場

経営者や従業員一人ひとりが人権問題に対する正しい認識をもち、人権意識の高揚を図ることができるよう支援の充実を図ります。

### ■ 人権啓発の推進

市民一人ひとりが、さまざまな人権問題に対し、自分自身の課題として正しい理解を深めるための幅広い啓発活動を推進します。

#### ア 基本的人権の尊重という普遍的視点に立って、啓発活動を推進します。

#### イ 人権尊重を図るための条件整備を推進します。

##### (ア) 市民の自主的な学習活動のための施設環境や学習教材、情報、資料提供等の整備・充実に努めます。

##### (イ) 市民の人権意識の高揚を図るための講演会及び研修会の実施に努めます。

##### (ウ) 職員の人権意識の高揚を図るための研修の充実を図ります。

##### (エ) 相談窓口体制の充実を図ります。

## 各人権課題の推進

### 女性

自らの意思で地域社会に参画し、性別に関わりなく、適切な役割分担のもとで、互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

このため、平成19年（2007年）に「光市男女共同参画基本計画」を策定し、男女が互いに認めあい、人権を尊重し、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けた基本的な方針を示しました。今後、男女平等意識の醸成や、働く場における男女共同参画の促進、さらには、男女共同参画を推進する体制の充実に努めることとしています。

## 子ども

近年、少子化の進行、家族形態の変化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、特に、社会的に深刻で大きな問題となっている児童虐待やいじめなどへの的確な対応が求められています。

平成18年（2006年）に設置した「光市要保護児童対策地域協議会」を中心として、児童相談所をはじめ、関係機関の連携による児童虐待の防止と早期対応や、スクールカウンセラーやスクールライフ支援員の配置による相談・支援体制の充実など、子どもを大切にしたまちづくりを推進するという基本方針のもとに、各種施策を推進します。

## 高齢者

わが国の平均寿命は飛躍的に伸び、超高齢社会を迎え、介護予防や健康づくりといった高齢者保健福祉の推進が大きな課題となっています。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、効果的な介護予防の推進や介護サービスの充実、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが安心して暮らせるための地域見守りネットワークの構築による高齢者支援体制の充実、さらには、高齢者の社会参加の機会の促進などの施策を総合的に推進します。

## 障害者

障害の有無にかかわらずすべての人々が個人として尊重され、地域の中でともに助け合い、平等に活動できる社会を構築する必要があり、障害者の社会参加を困難にしているさまざまな社会生活上の障壁（バリア）を取り除くとともに、保健・医療、教育、雇用とも連携した総合的な施策の推進が求められています。

リハビリテーションとノーマライゼーションの2つの理念のもと、障害のある人が一人の個人として尊重され、自己の能力を発揮して社会に参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者に対する正しい理解を深めるとともに、自立と社会参加への支援や障害福祉サービスの提供体制の確保・充実など、障害者を社会全体で支援する仕組みづくりを推進します。

## 同和問題

同和問題は人権課題のひとつとして捉え、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指し、「基本的人権の尊重」という普遍的視点に立って、引き続き、人権教育・啓発活動を積極的に推進することが求められています。

これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、主体的に取り組むことができるよう、市民一人ひとりの人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進します。

## 外国人

経済や文化のグローバル化、ボーダレス化の進展とともに、わが国に在留する外国人は年々増加しています。国際化が地域レベルで広がる中、地域社会においても市民の国際認識、国際理解の促進を図るとともに、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

異なる文化や価値観・生活習慣に対するお互いの理解と認識を深め、地域社会の構成員として共に生きていく共生の社会づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。

## 感染症患者等

エイズ等の感染症については、病気に対する正しい知識、理解が十分に普及されていないことから、感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。

感染症などに対する偏見や差別を解消するため、正しい知識の普及啓発や、関係機関と密接な連携を図り、発生の予防と相談・支援体制の整備に努めます。

## ハンセン病問題

「らい予防法」による隔離政策がとられたため、「らい予防法」が廃止されるまでハンセン病患者とその家族はいわれのない偏見や差別を受けてきました。

今後は、偏見や差別を解消するため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。

## 罪や非行を犯した人

罪や非行を犯した人が地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるには、本人の強い更生意欲と併せて家族、職場、学校、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、社会復帰に向けた自立を支援するため、関係機関等と連携・協力して啓発活動を推進します。

## その他の人権問題

プライバシーの保護やインフォームド・コンセントの推進、インターネットなどの情報通信メディアによる人権侵害行為への適切な対応、犯罪被害者等の権利利益を守るために支援や啓発活動の推進、拉致問題に対する市民の理解の促進と世論の喚起のための啓発活動の実施、このほか、ストーカー行為、環境問題等新たな課題の解決の方策について検討するとともに、適宜対応します。

## 人権尊重の業務遂行と研修の推進

- 市行政の推進にあたっては、常に人権の尊重を行動基準とします。
- 人権尊重の視点に立った業務の点検・見直し、適正な情報の公開、人権を重んじた接遇、公正・公平な取り扱いなど常に人権尊重を念頭に置いた取組を推進します。
- 職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るための職員研修や、教員、福祉及び医療従事者等への施設利用者、患者等への人権に関する効果的な研修の充実に努めます。

## 人権擁護の推進

人権擁護機関等とのネットワーク化、相談窓口体制の充実など人権の救済に向けた体制づくりを推進します。

### ■ 相談窓口体制の充実

人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、人権擁護委員による相談体制の充実や相談機関相互のネットワーク化などを推進します。

### ■ 救済・保護の推進

国や県における新たな人権救済制度も視野に入れながら、実効性の高い救済・保護の手法等について検討します。

## 指導者の育成

人権教育及び啓発活動推進のための指導者の育成と、学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、学習機会の充実に努めます。

# 推進にあたって

## 市民との共創と協働による推進

「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、それぞれ役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

### 市民の取組

市民一人ひとりが、自らの人権のみならず、他人の人権についても十分配慮することが大切です。また、さまざまな人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

### 家庭の取組

家庭は、人格の基礎の形成など重要な役割を果たしています。家庭内の話し合いなど、人権問題を正しく理解するための、自主的な取組をしましょう。

### 地域社会の取組

地域で人権問題に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るための自主的な取組をしましょう。

### 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

### 企業や職場の取組

企業や職場における人権意識の向上を図るとともに、企業内研修の充実など、人権尊重への自主的な取組が求められます。

### 学校の取組

子どもの発達段階に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育の組織的・計画的な取組が求められています。

### 市の取組

市は、県や関係機関等と連携を図り、きめ細かい人権教育・人権啓発活動の推進を図るとともに、地域社会で行われる市民の自主的な学習活動が図られるよう、環境整備に向けた支援をするなどの役割を果たします。

## 推進体制の充実強化

府内推進組織を設置し、関係組織との連携を図り、人権教育及び啓発の推進に努めます。

## 調査・研究の充実と情報提供

人権施策の推進に関する調査・研究等を行い、情報の収集や提供に努めます。

## 国、県及び関係機関等との連携

国、県、市民、団体及び企業等との連携と協力のもと取組を推進します。

編集発行 光市市民部人権推進課 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

電話 0833-72-1400（代） E-mail : jinkensuishin@city.hikari.lg.jp